

令和4年度 21世紀の森公園周辺エリア トライアル・サウンディング募集要項

1. 実施目的

名護市では、名護湾沿岸基本計画（令和2年度策定）を基に、「21世紀の森公園周辺エリア」における名護湾沿岸の資源を活かした魅力向上のアイデアの実現可能性を探るため、令和3年度に21世紀の森公園内で1回目のトライアル・サウンディングを実施いたしました。今年度は公園利用者が多く見込まれる夏場に2回目のトライアル・サウンディングを実施いたします（今回の実施が最後となります）。

本取組では、民間事業者の皆様により21世紀の森公園周辺エリアを暫定的に利用して頂き、実際の集客性や採算性を確認して頂くことで、将来的に官民連携手法（Park-PFI等）の導入に向けた条件の検討、具体的かつ実現性の高い事業展開方針を官と民が一体となって検討していくことを目的とします。

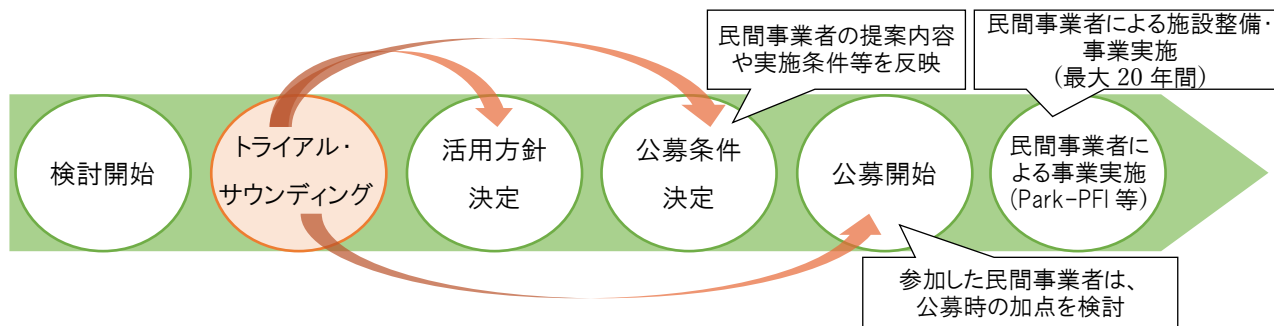


図 トライアル・サウンディング結果の反映イメージ

2. トライアル・サウンディングの意義

トライアル・サウンディングの意義は、以下の通りです。

名護市の意義	<ul style="list-style-type: none"> ・本公園の市場性を確認 ・民間事業者の視点での「公園の使い勝手」、「利用者動線」、「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」等のニーズや課題を把握し、公募条件に反映 ・民間事業者の提案内容と21世紀の森公園周辺エリアの相性を事前に確認 ・今後の官民連携事業を盛り上げる機運の醸成
民間事業者の意義	<ul style="list-style-type: none"> ・公募前に市民ニーズ、立地、使い勝手、採算性等の確認 ・今後の公募時の参加判断材料の確認 ・トライアル・サウンディングで得た知見を名護市に伝えることで、条件面を含めた官民の意識の違いを解消

3. 募集期間

令和4年6月6日（月）から6月30日（木）17:00まで【期間中随時受付】

- ※1 海のアクティビティゾーン利用の事業提案は、事業内容により申請・許可までに時間を要する場合がありますため、「9. 申し込み先・連絡先」に相談のうえエントリーをお願いいたします。
- ※2 募集期間中随時受付と致しますが、参加事業者が多い場合には参加できない可能性があります。また、トライアル・サウンディング実施まで、各手続き等に時間を要する場合がありますので、極力早い時期のエントリーをお願いいたします。

4. 質問受付

(1) 受付期間

令和4年6月6日（月）から6月17日（金）17:00まで【期間中随時受付】

(2) 質問方法

トライアル・サウンディングに関する質問は【別紙1】に必要事項を記入の上、「9. 申し込み先・連絡先」までメールを送付してください。

(3) 回答方法

質問事項の回答は、随時名護市HPで公表し、令和4年6月20日（月）に最終回答を公表します。名護市HP (<https://www.city.nago.okinawa.jp/articles/2022051800017/>)

5. 実施要件

(1) 実施期間・時間

実施期間：令和4年8月5日（金）から10月2日（日）まで

実施時間：9:00 から 22:00 までの時間帯（準備・撤収を含む）

- ※3 利用期間は、原則、上記期間内で最短1日～1ヶ月程度とします。1か月を超える場合や広範囲の占有を希望される方はご相談ください。
- ※4 提案の内容を基に名護市と協議の上、具体的な実施日・期間について決定します。
- ※5 各種イベントや他の暫定利用者の希望状況等により、日時の変更をお願いする場合があります。
- ※6 実施日が天候等の理由により中止となった場合の実施日の振替等は、名護市と協議することと致します。実施が中止または振替となった場合においても、準備等にかかる費用は民間事業者の負担となります。
- ※7 緊急事態宣言発令中は、参加事業者の募集及び実施は行いません。
- ※8 まん延防止等重点措置の適用中は、参加事業者の募集は行っても実施はしません。
- ※9 トライアル・サウンディングの実施は、上記宣言等が解除されている状況で実施します。
- ※10 その他、感染拡大抑止期間等の対処方針等が沖縄県から示されている場合は、対処内容や実施時間等の協力要請に従うこととします。
- ※11 アルコールの提供について、沖縄県の対処方針等を踏まえた名護市の方針により、公園内でのアルコール類の提供が禁止されている場合は提供を不可とします。
- ※12 夜間の利用（キャンプ等）を提案される場合は、安全対策や警備についても提案してください。
- ※13 テント等の常設について、一定期間連続営業する場合は常設を認めますが、安全対策等についても提案してください。（土日のみの営業の場合、平日の間の存置は認めません。）
- ※14 セグウェイ等のモビリティに関する提案をされる場合はご相談ください。（今回モビリティ利用者が公園外に出るサービスの実施は認めません。）

(2) 実施場所

実施場所は、下図（21世紀の森公園周辺エリア内「レクリエーションゾーン」及び「海のアクティビティゾーン」）の通りです。

提案の内容を基に名護市と協議の上、詳細を決定します。



図 トライアル・サウンディング実施エリア

- ※15 現地見学については、一般利用の範囲内であれば可能です。
- ※16 火気使用を希望する場合、詳細な場所は名護市と協議の上決定します。木炭の使用は禁止します。
- ※17 原状復帰の考えの元、公園内の芝生等への影響を最小限に抑えるよう配慮してください。
- ※18 「海のアクティビティゾーン」の内、海面利用を提案する場合には、別途名護漁業協同組合との協議が必要となります。
- ※19 バーベキュー場の利用を希望する場合は、提案内容を早めにご相談ください。（実施内容や使用範囲、期間、時間などについて名護市と協議が必要になります。）

(3) 提案内容

提案内容は、【別紙2】「トライアル・サウンディング事業実施における留意事項」や、次の全てに該当することが条件です。

①	「公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさない」利用内容であること。【名護市都市公園の設置及び管理に関する条例第3条第4項（行為の制限）】
②	利用する市民等の利便性、サービスが向上する利用内容であること。
③	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分行った内容であること。
④	飲食施設の場合は、取り扱い可能食品や許可申請等は沖縄県北部保健所の指定に従い、営業予定日の2週間前までには沖縄県北部保健所への手続きを行うこと。 https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/hoken-hoku/kankyo/documents/rinjieigyounituite.pdf
⑤	アクティビティの場合は、撤去可能な仮設物に限る。
⑥	確実に実施できる利用内容とする。
⑦	実施にあたって市の財政負担を求めるものではないこと。
⑧	以下の活動や行為に該当しないもの ・政治的または宗教的活動 ・青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等 ・騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為 ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動 ・公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動 ・売名行為、宣伝・募金活動等の行為 ・その他、市が21世紀の森公園周辺エリア等との関連性が低い又は本事業の目的と外れると判断する行為

6. 参加資格条件等

(1) 対象者

トライアル・サウンディングにより暫定利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、上記「5. 実施要件」における「(3) 提案内容」を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主、各種団体等とします。

(2) 役割分担

利用希望者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいう。）とし、グループで応募する場合には、参加表明時に利用希望者の構成員及び役割分担を明確にしてください。

(3) 除外条件

次のいずれかに該当する利用希望者はトライアル・サウンディングに参加することができません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。
- ② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者。
- ③ 名護市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ④ 名護市指名停止等事務処理要綱に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けている者。
- ⑤ 法人税、消費税若しくは地方消費税又は市税を滞納している者。
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者。

7. 暫定利用申請（提案）書類

提出時期	書類名	様式
暫定利用申請 （提案）時 ⇒6月30日(木) 17:00 まで	参加申込書	【様式1】
	法人等概要書	【様式2】 共同事業体での応募の際は、企業毎に作成
	事業提案書・実施計画書（案）	【様式3】※20 共同事業体での応募の際は、各企業の構成がわかる資料を添付
実施決定後 （市より連絡後） ⇒各種申請に時間 を要する場 合がありま す。	実施計画書	【様式3】実施計画書（案）を元に作成
	反社会的勢力排除に関する誓約書	【申請1】応募事業者含めすべての協力企業1社1通ずつ記載、押印し提出
	21世紀の森公園周辺エリアにおけるトライアル・サウンディング暫定利用に係る誓約書	【申請2】応募事業者含めすべての協力企業1社1通ずつ記載、押印し提出
	加入した保険等のスキャンデータ	イベント賠償責任保険・レクリエーション傷害保険等
	各許可通知書等のスキャンデータ	消防※21・保健所※22等
	その他必要な申請や書類等の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模仮設物の設置等※23 ・マリンレジャー関連事業の申請等※24 ・個人事業主の場合、下記の書類 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 身分証明書の写し ➢ 営業証明書の写し ➢ その他 営業に必要な資格や許可証の写し
暫定利用終了後	詳細事業報告書	【様式4】

※20 事業提案において、海岸を利用・占用する場合には、事業内容により別途土木建築部北部土木事務所維持管理班への申請が必要となる場合があります。申請・許可までに時間を要する場合がありますので、早めに9. 申し込み先・連絡先<名護市 企画部 政策推進課>へ確認してください。また、事業の内容によっては海岸利用が難しい場合があります。

<参考>土木建築部北部土木事務所 申請及び届け出用紙

<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/doboku-hoku/application.html>

※21 ガス等の火気及び発電機等を使用する場合には、名護市消防本部 予防課（電話：0980-52-1195）へ「露店等の開設届出書」の提出を行い、許可書のスキャンデータを提出してください。

※22 食品関係の申請は、保健医療部北部保健所（電話：0980-52-2636）へ各種申請を行い、許可書のスキャンデータを提出してください。

※23 高さ10m以上又は築造面積300㎡以上の大規模仮設物の設置や、3m以上の柵や塀等の設置を行いたい場合は、事前に担当課（名護市建設部建築住宅課 電話：0980-53-1212（内線223））へ相談し、必要な申請を行ってください。

※24 沖縄県でマリンレジャー関連事業（SUP等）を行う場合は、「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全確保等に関する条例」（第13条）に基づき事業を営もうとする日の10日前までに、沖縄県警本部に海域レジャー事業届出書の届出が必要となります。届け出には、資格が必要となりますので、詳しくは沖縄県警察本部生活安全部地域課水上安全対策係（電話：098-862-0110（内線3861～3863））にお問い合わせください。

※25 提案書類作成のための、事前相談を希望する場合は、事前に「9. 申し込み先・連絡先」へ連絡し、日程調整した上で受付期間内に行うこととします。

※26 各様式及び申請書類はメール等でのデータ確認の後、一式印刷して頂き提出をお願いします。

8. スケジュール

項目	スケジュール
募集期間	令和4年6月6日(月)から6月30日(木) 17:00まで
質問受付【別紙1】	令和4年6月6日(月)から6月17日(金) 17:00まで
質問回答	質問事項の回答は、随時名護市HPで公表し、令和4年6月20日(月)に最終回答を公表します。
利用申請	提出書類を受付後、随時審査を実施 ・暫定利用申請(提案)時【様式1~3】⇒6月30日(木) 17:00まで ・実施決定後(市より連絡後)【様式3】、【申請1~2】、保険及び各許可通知書等のスキャンデータ等一式 ※暫定利用までにすべての書類提出が不備なく完了し、消防・保健所等への手続き、保険の加入等が完了している必要があります。
実施期間	令和4年8月5日(金)から10月2日(日)まで
モニタリング	暫定利用中
詳細事業報告書【様式4】の提出	暫定利用終了後
アフターヒアリング	詳細事業報告書【様式4】の提出後

9. 申し込み先・連絡先

名護市 企画部 政策推進課 連携推進係(担当:古波津、比嘉)

電話番号:0980-53-5088

メールアドレス:seisakusuisin@city.nago.lg.jp